

第2回 中間市水道事業あり方検討委員会 議事録要旨

開催日時 令和2年8月3日（月）16時30分～18時30分

開催場所 中間市役所 別館3階 特別会議室

出席者（委員） 行事和美、近藤春生、松木孝史、美谷薫、武藤淳

（中間市） 環境上下水道部長、上水道課長、上水道課長補佐

上水道課管理係長、上水道課施設係長、上水道課事務担当、
榎松尾設計

（司会）

本日は第2回中間市水道事業あり方検討委員会にご足労いただきまして大変ありがとうございます。開会に先立ちまして、今回お配りしている資料の確認をさせていただきます。まずA4用紙の「委員会次第」、「委員名簿」、「前回からの継続質問内容」、つづきましてA3用紙の「追加提案ケースの収支モデル」、「事業継続した場合の財政総額比較」、「各ケースの総合比較」になります。以上が本日の委員会資料になります。みなさま資料はありますでしょうか。

それでは次第に従い、進行させていただきます。

次第の2番、議事に移ります。委員長、議事の進行をよろしく願います。

（委員長）

みなさんこんにちは、今日もよろしく願います。それでは次第に従いまして、進行を進めます。

「議題（1） 前回からの継続質問内容の確認説明」です。こちらについて事務局から説明をよろしく願います。

（事務局）

ここでは、前回のご質問も含めて簡単ですが、いくつかの補足説明をさせていただきます。「前回からの継続質問内容」ということで質問内容の方をまとめさせていただきました。これに沿ってご説明させていただきます。

まず1番、「ケース2では遠賀町のみ自治体Aから用水供給を受けることになっていますが、中間市と遠賀町全域が用水の供給を受けた場合はどのような収支になりますか。」というご質問です。これにつきましては、今日お配りしました「追加提案ケースの収支モデル」の2ページにケース2-2と書いてある資料がございます。これが前は遠賀町だけを受水するモデルでしたが、今回は全域（注：中間市遠賀町区域）受水した時の資料として作成しました。前は1日あたり6千 m^3 自治体Aから購入するという資料でしたが、今回は中間市も含めていますので1日あたり約2万 m^3 を購入した場合ど

のような収支になるのか、という資料です。これで見ますと右下資本的収支のところの（削除）年に、おそらく資金ショートするという予測資料です。

その次のページをお願いします。ケース2-3と右下に書いています。これは同じように遠賀町中間市全域、1日あたり2万 m^3 を受水する資料ですが、「資金ショートさせないような料金改定をしたらどうなるか」という資料です。こうなると前回お話しした料金改定の1つのルールであります1度値上げすると（削除）年間は値上げをしない、あるいは1度に値上げをする率が（削除）%以内ということは守れない状態になります。（削除）年から（削除）年には約（削除）%の値上げになっています。

つぎに「前回からの継続質問内容」の中にはありませんが、もう1度回答したいものがあります。自治体Aからの受水料金の設定の問題です。確かに実務者レベルでは m^3 あたり条例上の上限（削除）円となっていますが、他都市で受水を受けている水道事業体はすでにございます。水道事業体が決算報告をホームページで開示しており、そこには全体の受水量、受水料金の支出金額等も開示されています。それで計算しますと m^3 あたりの単価は必ずしも（削除）円となっていません。それから推察いたしますと m^3 あたりの金額は、こちらで設定した金額も含めてですが何かしらの交渉の余地が残されているのではないかと思います。

「前回からの継続質問内容」2番に戻ります。「浄水場をリニューアルした場合、浄水能力はどのようになるのでしょうか。ダウンサイジングがなされるのでしょうか。」というご質問です。現在の唐戸浄水場の浄水能力は19,700 m^3 /日で、西部浄水場は12,900 m^3 /日ですが、新設当初は施設能力を最大限に活用し、その後の人口減少とともに運転量を落とす予定であり、現状に比べダウンサイジングを行う予定です。ケース1・ケース2は遠賀川の西側に、それまで両側にあった浄水場を一つにまとめた浄水場を建設するものです。

つぎに「前回からの継続質問内容」の3番目、「ケース2において職員数の減少はどのように考えられていますか。」という質問です。現在は浄水場の正規職員が3名、再任用職員3名が在籍しています。これは唐戸浄水場と西部浄水場を合わせての数字でございます。（削除）年度から西部浄水場の運転業務は民間業者の方へ委託することになっています。ですが現在浄水場で職員が行っている運転業務の指示、物品の購入・修繕工事の起案、ろ過池等の清掃の対応などの業務は残りますので、今いる職員が唐戸浄水場から指導することになります。よって職員が大きく削減されることはございません。

「現在の民間業務委託の状況はどうでしょうか」という最後のご質問ですが、唐戸浄水場と西部浄水場に関しましては平日の夜間、土日・祝日の運転業務のみ民間委託をしています。

つぎに「財政の支出比較を数字で表した資料を用意してください」ということですが、「事業継続した場合の財政総額比較」をご覧ください。それぞれの受水費、浄水費、資本的支出の改良費の金額を示した資料です。ケース1およびケース2を記載しています

が、ケース3およびケース4は比較期間が異なる状態で総額比較をしなくてはならないため資料の中に記していません。また、この資料ですが、収益的収支は企業活動に伴い発生する収益と費用の合計です。

最後に「各ケースの総合比較」です。これは、それぞれのケースの項目ごとに長所、短所をまとめた資料となります。青字で書いている項目が長所です。赤字がそのケースの短所です。緑字はどちらとも言えない項目です。ご討論の参考になれば幸いです。

(委員長)

「議題(1) 前回からの継続質問内容の確認説明」で前回以降に出された質問に関する回答ですが、少しざっくりした説明をしていただいた形になりますので、今の追加説明等について、ご質問等やご意見等がありましたらお願いします。

(委員)

最後の資料(注:「各ケースの総合比較」)で財政総額比較ですが、収益的収支で大きく変わるのは減価償却費と利息関係だけと見てとれます。これは浄水場を二つから一つにしても他の経費は大きく変わらない、ということになるのでしょうか。例えば、動力費、薬品費などは変わってくると思うのですが。

(事務局)

基本的にはそうです。例えば動力費というのは確かに大きなウェイトを占めます。遠賀川の両サイドに浄水場が二つありますが、それを西側に置いたとしても、動力費に関してはいったん唐戸浄水場に浄水を集めて、そこから中間市内に給水するという形になりますので、おそらく動力費に関してはあまり変わらないと思います。

(委員)

営業費用でいうと、黄色で塗ってある原水費、浄水費のところが大きく変わって、それ以外の部分はそれほど影響ないという認識ですか。

(事務局)

そうですね。受水費に関しては当然0円か(削除)円です。原水、浄水費に関しては半分くらいに下がってはいますが、それ以外のことになると浄水量が半分になるからといって何もかもが半分になるという訳ではないと判断しています。

(委員)

事業を自治体Aと統合した場合の企業債残高の取り扱いですが、今回の4つのケースの比較で、ケース3だと残高(削除)円、ケース4だと(削除)円となっています。こ

の償還の財源は「前回の議論の中で自治体A市と統合すれば料金が安くなる」という話があったと思うのですが、残債の償還はどういうふうにお考えですか。というのは一般会計からの繰り入れでこの額はさすがに厳しいと思うのですが、何かこの処理にあたって利用者の方の負担がどのように関わってくるのか、どのように考えていますか。

(事務局)

償還ですが、資料(注:第1回 資料編 8-1~8-4)では「これだけ企業債が残ります」ということで終わらせています。このようなことが最終的にできるかどうか分かりませんが、「自治体Aと事業統合後も水道料金を自治体Aに合わせず、水道料金の差額を、起債の償還に充てる財源とする」、その後「一般会計がもてるような状況になれば、一般会計の方にもお願いする」ということができるのではないかと考えております。ただはっきりそれができるかどうか分かりませんので、資料には載せておりません。

(委員)

その点は、検討するうえで結構重要な話だと思います。前回「同じサービス水準であれば市民は料金が安いほうがいいに決まっている」という発言があり、私もその通りだと思います。料金の検討というところで、この残債の取り扱いについては、先ほどの論点からすると議論するうえで必要な材料だと思います。それがどのような結論になるのか、中間市の財政規模で(削除)円の起債を承継するには、かなりの額だと思いますので、そこをもう少し材料として見せていただく必要があると思います。先ほどの「料金に差をつけたまま」にするというのは、合併の際の激変緩和措置で5年程度というのはよくあると思うのですが、こういうケースというのは一般的なのですか。

(委員)

統合後に料金の差をつけるということですか。

(事務局)

その通りです。または統合を目指しながら、統合後も(注:水道料金の差を維持する)ということですか。

(委員)

そうすると、あくまで自治体Aの条例、徴収になって、バックしてもらおうということになるので難しいと思います。合併の場合はあくまで自分の収入なので各地域で格差をつけて、激変緩和措置をするということはあるのですが、今回の場合はぜんぜん違う団体の権限に移ってしまうので、どうなのかなという気はします。

(委員)

先ほどの「前回からの継続質問内容」の1番です。残債の取り扱いが可能かどうかということで今の話につながるのですが、「統合ではなく自治体Aから給水を受けて配水をするという事業を行えば、統合ではないので料金は中間市で設定できる」という意味でこういう質問をしました。そうすると結果「資金ショートすることから、それはできない」という結論がこの表を見る限り出てしまっている。

統合すれば料金は勝手に決められないと思います。そのあたりはどうかという疑問は残ります。

(委員)

今回の議論の中で本筋の論点ではないかと思ったのですが、今の絡みで気になっているのは、「完全に事業統合した場合は中間市の行政・議会は、中間市域あるいは遠賀町に関する自治体Aの事業経営に関して何らかの形での関与はできるのか、それとも単に自治体Aにお任せするという形で全く中間市の要望は聞かないのか、あるいは利用者からすると完全に自治体Aとの給水契約に基づく関係だけ」ということになるのですか。この絡みでいくと遠賀町が中間市とどういう関係か、というのと同じことではあるのですが、そのあたりの整理はどうなっているのですか。

(事務局)

完全に事業統合ですと「基本的には行政の方も議会の方も何か助言めいたものはできるのかもしれませんが、しかし、決定に関与することはできない」形になります。

(委員)

遠賀町は中間市水道事業との行政上の関わりはどんな感じなのですか。

(委員)

給水区域に入っていますので、中間市の条例に従った料金体系であり、遠賀町からは水利権をお渡しして事業運営は全部中間市が行っています。今言われる遠賀町で「所有していた水道施設」については全て中間市に譲渡し、すべて中間市に水道事業運営をしていただいています。年に1回くらい協議会を開いて意見を言わせていただくということだけで、あとは中間市の議会で決定したことに従っているということです。

(委員)

意見に上乘せする話になるかもしれませんが「お金の問題が全てではない」ということではあると思いますが、そうはいつでもコストもケースを比較するうえで、一つの要素として大事だと思います。よって、「全体として各ケースでのトータルとしてのコス

トがいくらになるのかというものを計算して下さい」とお願いしました。先ほど話があった企業債残高も、ケース1とケース2は令和40年度で、ケース3とケース4はまた時点が違う訳で、あとは財政的なものに関してもケース1とケース2しか出てないということになると、なかなかトータルとしてのコストが比較しづらい感じがします。ケース3とケース4に関しては事業統合ということで、先ほどお話があったように「自治体Aがどういう料金を決めるかによる」ためそれを見通せないと議論がしづらい印象があります。その辺の判断が難しいと思うところです。4つのケースで、ライフサイクルコストを財政総額比較で、ケース1とケース2について比較は出ていますが、結局住民としては料金も負担になるのでトータルで見た場合の比較というのはなかなか難しいのですか。そこを1点だけ結論としてお伺いします。

(事務局)

先ほど説明がありましたが、目標年度がケース3とケース4は統合に向けているので、ご質問にあったようにトータルでコスト比較を出すために基準をどこにもっていくか、非常に難しいと感じています。今ここである程度の資料を用意するにはお時間をいただきたい。

(委員)

時間があればできるということですか。テクニカルな部分の問題なのか業務量の問題なのですか。

(事務局)

統合に向けてということで、例えばケース3であれば15年を目標に推計しています。ケース2は40年という基準で推計しているので、目標年度を15年で比較した場合は当然ケース1・ケース2、特に「ケース1はかなり多額な投資をしている形」であり15年までの目標で比較すると当然ケース1で事業費が多くなり差がついてしまいます。では40年で比較すると、「ケース3・ケース4に関してはもう事業がなくなっているもので代わりのもので何をもって比較するのかというところが非常に難しい」、と思われまます。「資料として並べてテーブルに乗せることは可能であるが、それで比較がうまくできるのかという点が非常に難しい」というのが資料を作っていくなかで出た意見です。純粹に比較ができるということでケース1とケース2で資料を提示させていただいた経緯になっています。

補足でケース1の場合、割と早い段階で浄水場を建設しますので、そこでまとめて投資をしています。投資した直後、10年後や15年後だけを比べると浄水場を建設し投資した直後のケース1のコストが高くなります。(注：比較の期間を) 延ばせば延ばすほど逆にケース1は有利になり、次の新しい浄水場を建設することになると想定されま

す。40年後くらいまで（注：比較の期間を）引き延ばすとケース1の方がコストは安くなります。その後5年後+45年後になるとまた新しい浄水場を建設していますので、そこになるとケース1のコストが高くなります。どの時点で比較するかによって、それぞれのケースの合計金額が変わってしまいます。

（委員）

この点については現時点では深く話をすすめるのは厳しそうですね。

（委員）

「先ほど自治体Aと事業統合という表現、実際には事業譲渡に近いのだろう」というイメージを持っていますが、「事業譲渡であれば逆に得られるものがあるのだろう」と思います。水なので利益という概念が正しいかどうか分かりませんが、「利益というものを得る機会を自治体A側が得たのであれば、その対価として何かしら中間市も貰えるのではないか」という経済原理的な発想ではあります。その一つとして水利権というものがあると思います。水を取水する権利を自治体Aに年間なのか、まとめて売ってしまう等はあるのでしょうか。その対価というお金の入るべきものはきっと何かあるのだろうと思いますが、この計算のなかには入っていますか。

あともう一つ、お金の話のことばかりで恐縮なのですが、40年なのか15年なのかという論議の中で、経済原理的な話ではあるのですが、今から40年間というプロジェクトで得られるお金の額と出ていくお金の額、その差額としての手元がプラスなのかマイナスなのかという額の計算がケース1と2ではできていると思います。しかし、ケース3とケース4は起債償還元金があり、その償還額をあと何年かけてやるのか分かりませんが、償還残高をケース3とケース4においても支払う額、出ていくお金として考えた結果としてケース1からケース4までが、同じテーブルで論議が出来そうな気がします。

（委員）

今のご質問は2点でよろしいですか。1点目は「事業統合すると何か全部こちら（注：中間市）が損するようなイメージだが、プラスな点・評価できる点は、あるいは資産運用になるかと思うのですが、どういうものがあるのか」ということ、2点目は「事業が終了したとしても元金の償還があるのでそういう点から40年間で評価できるのではないか」ということですね。

（事務局）

「事業統合すると損をするばかりではなく何か利益みたいなものがあるのですか」というご質問だと思いますが、基本的には人口が減っていくなかで、浄水場が今は2つあ

ります。このくらい（注：給水人口約6万人）の事業体だとどちらかというと（注：浄水場の所有数は）多いほうです。事業統合で一番のメリットは、（注：浄水場を）維持管理をしなくていいということです。自治体Aがすべて何もかも、配管も例えば送水ポンプや配水池も維持管理も行います。あるいは何か災害の時でも水道水は責任をもって給水してくれること。自治体Aの水源は1箇所だけではありません。他の浄水場でも浄水処理をしているので、（注：災害時は）そこの水も回してもらえるかもしれない。中間市単独ならば遠賀川あるいは浄水場が被災してしまうと水道水を作る手立てがありません。その観点ではケース1・ケース2とケース3・ケース4は同じテーブルには並べていますが、特にケース2とケース3の間には深い違いといいますか別の次元のものがあるように思います。どうしても「お金のことだけではなく将来のことや維持管理のこと」も考慮して自治体Aにお願いしたい、ということで考えればケース3・ケース4の可能性があるということです。ただ、ケース4の場合はあまりにも早くに事業統合しないといけません。よって、（注：事業統合までの期間を）少し延ばしましょう、という観点でケース3を設定しました。メリットというとそういったものがあります。

水利権云々は自治体Aが中間市に水道水を給水する以上、水利権が必要です。もう1つの質問ですが、起債というか中間市が投資した財産が残っているので、いくらか財産を自治体Aに買っていただくという意味なのですか。

（委員）

今の2つの質問の中で共通していることは、自治体Aに何かを渡すのだから、何かをもらえるのではないかという発想です。1点目の水利権に関しても遠賀川から取水することに関して中間市としては何かしら得る利益というかお金の受け取るということが存在するのですか。

（事務局）

お金に関してはありません。中間市の水利権は仮に自治体Aに譲渡できたとしても中間市にしか給水できないと思います。

（委員）

遠賀川から取水した水を中間市に供給するという構造になり、水の仕入れが0で水の売値が自治体Aにはでる、ということですか。

（事務局）

私の答え方に語弊があったのだと思いますが、水利権というのは国から認めていただいた「水道水を作るためにこれだけ取水していいです」というものです。中間市でもっている水利権約2万m³を仮に自治体Aに譲渡できたとしても、おそらくその水利権は中

間市に給水するためにしか使えないはずですが。水利権に関しては譲渡できなければ自治体Aは事業統合するときに「どこから水利権を取るのか、どこから原水を取水して中間市に給水するのか」と困るといふかたちになります。

(委員)

水利権については、今の発言のとおり原水を国から買っているわけではありません。水利権の譲渡の対価を払うことはあったでしょうが、現在では水利権をお金でやりとりするということはないと思います。

(委員)

水量の問題は、水利権の設定と施設能力の問題と現況としての給水量に非常にバラつきがあるので問題になっています。「その辺をきちっと整理しなさい」というのが国の方針でいいのですか。おそらく水利権というのはあくまで国から認められて水を取る権利ですが一定期間ごとに更新ですね。10年ごとですね。例えば統合に向けて自治体Aで水利権の設定、当然認可の問題も関わってくるので、そのあたりは統合のときに整理することなので、ここで議論の対象になるものではないと思います。中間市で受水を受けるにあたっての課題整理のなかで、無形固定資産でダム使用权みたいなものは持っていますか。

(事務局)

中間市にダムはありませんので、それは持っていません。

(委員)

それであれば、あくまで水利権を取れるかどうかだけの許認可の話になりますから大きな問題ではないと思われまふ。メリットが双方にある話かどうかというのは難しいかもしれないですね。

(事務局)

事務局から少し補足をさせていただきます。

(一文削除)水利権の問題的にはそのあたりもあるので「メリット・デメリットというところはない」と思われまふ。

もう1つ「中間市と自治体Aとが統合となり、中間市が自治体Aから得るものはないのか」ということですが、自治体Bが自治体Aと統合した先行事例があります。その際はもともと用水供給という形で全量自治体Bは自治体Aから水道用水の供給を受けていました。その中で「自治体Bが資金を負担して自治体Aと事業統合したい」という形で統合をしまふ。もともと自治体Aは水道用水の供給をしていたものを(注：自治体

Bが自治体Aの) 給水区域になり、それまでは自治体A内に比べ自治体Bは随分高い水道料金でしたが、当然自治体Aの給水区域に入れば自治体Aと同一料金になるので、自治体Aからすると「(注：自治体Bに) 用水供給を続けたほうが(注：事業統合しないほうが) 経営としては良い」、という点など事業統合に当たってマイナスの面があったことが想像できます。しかし中間市は自治体Aから水道水の供給を受けていないので、「統合すると中間市水道事業が得ている事業収入がそのまま自治体Aの収入に入る」ということになり、そこは自治体Aのメリットという形で、料金収入が増え配水管整備費などに支出していくと思われます。自治体Aが収入と実際使わないといけない支出を勘定すると思いますが、「(注：中間市との統合で自治体Aの) プラスの面として料金収入が増額することは間違いない」ということで今後交渉していくうえで中間市にとってプラスの余地はある、と思っただいてよいと思います。

(委員)

ありがとうございます。そうすると、ケース1、ケース2、ケース3、ケース4ありますが、ケース5として「現状渡し」みたいな形はできないですか。「現状渡し」で統合を受けてくれないであろうから、浄水場などのリニューアルが必要であるという判断でよいですか。

(事務局)

自治体Bの先行事例を踏まえて(注：自治体Aが)「現状渡し」でそのまま中間市と統合するには、「今の配管の耐用年数、耐震化率などが自治体Aと同等レベルにあるかどうか、例えば中間市が起債と借金をもっていない状態で、配水管の整備が自治体Aと同等レベルに進んでいる」のであれば、自治体Aも統合にむけて話が進むと思います。しかし、実際は(注：配管の耐震化率など) 差があり、その差をうめるための金額を自治体Aが算出し中間市が負担するという形になります。中間市の現状では自治体Aと差があり「現状渡し」ということは非常に難しいと思います。自治体Aより配管状況が優れている事業体との統合においても、「配管等必要な資産を無償譲渡してもらおう」というかたちの様です。

(委員)

自治体Bが自治体Aより(注：配管の耐震化率などが) 優れているとは思えないのですが、それは自治体Bと自治体Aでの首長の政治折衝でなっていたのだらうと思います。自治体Bは(削除) 円の金額を出して統合できたという話も聞きます。そのあたりの情報はないのですか。

(事務局)

自治体Bはかなり配管状況が良かったと認識していますので、そのくらいの金額で統合できたのではないのでしょうか。自治体Bは中間市よりも更新率が低かったのではないのでしょうか。自治体Bに関しては中間市よりも更新率が高かったのではないのでしょうか。

(委員)

それぞれの事業体の状況によっても違うということだと思いますので、中間市の場合はどういう条件になるのかということになるかと思います。

(委員長)

1時間ほど経ちましたので休憩を入れたいと思います。

————— 休 憩 —————

(委員長)

時間になりましたので再開させていただきたいと思います。引き続きご質問もご意見等ありましたらお願いいたします。

(委員)

今日の資料「総合比較」で、ケース4で受水を併用し単独事業経営後、5年程先で事業統合という案で、「自治体Aから求められる水準で施設整備をした後5年後程度で施設を譲渡する」と理解しています。統合に向けた配管整備ということは老朽管の布設替え等ですが、「5年で(削除)円の配管工事は物理的に困難」となっているが、自治体Aが求める施設水準をクリアするには何年くらいかかるのですか。

(事務局)

今回5年を目途にして、5年間でこれだけの配管工事というのは物理的には難しいと考えます。「(注：自治体Aの求める水準をクリアするのに)何年かかるという観点」や「これだけの事業費を支出し、最終的に自治体Aの求める水準をクリアする」ではなく、「自治体Aが求める水準をクリアする事業費を自治体A自身で算出して中間市水道事業が負担する」という考え方です。

(委員)

中間市で発注する業務量ではない、ということですか。

(事務局)

推計上は業務量(注：施工距離)を表示する形になっていますが、おそらく5年間と

いう期間を縛った場合、これだけの工事量は施工不可能なため、残った部分は自治体Aと同レベルになるまで差があり「その差を詰めるためにかかる費用は支払う」という形で自治体Aに費用を支出するというイメージになります。

(委員)

それは統合時に支払うイメージですか。

(事務局)

そうです。統合実現するために算定した分の中に含まれる金額になっています。

(委員)

負担金のような形で支払うのですか。

(委員)

今話を聞いて(削除)円のお金を30年で償還ではなく、(注：各年度で)支出することは中間市だけでなく、どこの自治体でもケース3、ケース4は無理な話になると思います。1番最初に委員が言われた(削除)円・(削除)円の起債残高をどのように償還するのかという話に戻ってしまうので、ケース3・ケース4は実現可能なプランなのですか。

(委員)

要は金額の配分の仕方によるのだと思いますが、「今の中間市の事業規模から考えると現実味がどれくらいあるのか」と、いうことで最初にお話しを聞いたときは「自治体Aに全部お任せすれば(注：統合すれば)中間市の利益に寄与する」というふうに話を聞いていたのですが、かなり中間市にとって短期的に厳しい条件のような印象を受けました。たとえば一定期間(注：統合を)延ばしてうまく償還なりしていくことによってクリアできるのですか。今までのケースで3条(注：収益的収支)と4条(注：資本的収支)の収支が出ていて、それが統合後は数字が消えているところがありますね。消えている部分が何か大変なことになるのではないかという印象を受けてしまったのですが、短期的な事業統合なりあるいはその後の激変緩和かどうか分かりませんが、その間にクリアできる問題だというふうに認識できているのですか。

(事務局)

今回提出している追加提案ケースの収支モデルでケース3-2をご覧ください。ケース3では令和(削除)年の段階で終わっているグラフになっていましたが、先ほどの起債をどうするのかという問題で(削除)円という企業債残高があります。「そんな企業債

残高は償還できないのではないか」という懸念のもと、「起債償還のために自治体Aとの料金差をつける」という問題点はありますが、「ケース3のとおり水道料金値上げを行い、令和（削除）年度に自治体Aが料金の値上げをしていないという仮定ではありますが、自治体Aと水道料金差がついているという予測で、仮に料金差を統合後も維持することが可能であれば（削除）年間で企業債はすべて償還できる」というシミュレーションがケース3-2です。

（削除）円の起債がある状態で、その時に中間市が設定している水道料金と自治体Aとの水道料金差が大きい（削除）円/m³くらいあり、その料金差を維持することが可能であればスライド式という形で計算すると約（削除）年で起債が償還できそこから先は自治体Aと水道料金を同じにすることが可能だということでシミュレーションをかけています。

先ほどの「事業統合したときに料金に差をつけている」というご質問もあったので、方法として工夫していく必要はあると感じています。

（委員）

ありがとうございます。その場合は残債ごと自治体Aに譲渡ということですか。

（事務局）

自治体Aはケース3で決まった水道料金を徴収するという形になり、中間市・遠賀町の住民が令和（削除）年に設定した（削除）円/m³と自治体Aの水道料金との差額を、中間市の起債の償還にあてます。

（委員）

統合した時点で中間市の水道事業は存在しませんが、その残債は誰が償還することになるのですか。いろいろテクニカルな問題があるように思います。それから「事業統合の場合に料金差を設ける」というのは可能ですか。

（委員）

確実なことは言えませんが、「条例で自治体Aがここの区域の水道料金はいくらです。というふうにすることは可能ではないか」と、思います。条例で定めれば、というのはあると思います。あともう1つ地方債の考え方で、「施設があるから残債を償還していく。今回の場合すべて譲渡してしまったら繰り上げ償還をしなければならない」というおそれがあるのではないのですか。

（事務局）

おそらくそのとおりなので、その時の企業債は一般会計の方になってしまうのではな

いかと思われます。

(委員)

一般会計といっても一般会計が全部負担するのですか。中間市水道事業の企業債残を引き継ぐような起債は認められるのですか。もう水道設備を所有していないのだから起債の対象にならないと思います。借金の肩代わりの借金というのは認められるのですか。「一括で繰り上げ償還しなさい」というパターンも考えられるのでないでしょうか。

(委員)

(注：市町村) 合併の場合は基本的に団体間で引き継ぎますね。

(委員)

普通、会社でもそうだと思うのですが、「正の財産、負の財産も全部引き受けてくれる」というのが一般的だと思います。自治体Aとの統合の想定では「自治体Aは、負債は引き受けない」という書き方をしているので、そこは話し合いの中で交渉するしかないと思います。そうすると「繰り上げ償還のおそれがあったら非常に厳しい」という感じですね。

(委員)

「そのあたりの整理が中間市にとって都合のいいような解釈になっている」との指摘ですね。あとは地域による料金差は、先ほど「条例で設定すれば問題ないのではないか」ということでしたが、水道法上は問題があると思います。合理的な理由があればという条件があったと思いますが、基本的にサービスの水準が一緒なのに料金が違うというのは自治法なり水道法なりで適切ではないという気がします。

(事務局)

先ほどの起債の償還、水道料金の格差については、事務局で後ほど調べさせていただきます。

(委員)

自治体Aとの関係で整理する場合、かなりそこが肝になるため「中間市として耐えうるようなケースなのかどうか」ということですね。先ほど繰り上げ償還という話もできましたが、そのあたりが結構問題になりそうです。結局「そういう方向で進みましたが、できませんでした」となっても問題です。

(委員)

今の「繰り上げ償還になる可能性がある」というのは理屈から考えて妥当なような気がします。そこがやっぱり大丈夫なのかと、いうそのあたりの整理はしていただきたいなと思います。先ほど事業の統合条件想定がありましたが、これは一方的な想定なのか。「中間市側の一方的な想定なのか、ある程度自治体Aと事務折衝なりしてこういった条件だったらという裏付けがあるのか」という基本のところを確認させてください。

(事務局)

実務者同士ですけど統合の話は自治体Aと一対一のときに行っております。「施設を自治体Aのレベルに上げてください」というのも自治体Aの実務者の発言ですので、かなり信憑性があるものだと思います。

(委員)

事務レベルでの現時点での状況と、ということですね。ということは先ほど発言があったように政治的判断、というのが入る余地もあるということだと思います。

(委員)

委員の方々に私が感じていることでご相談なのですが、最初に提示された4つのケースや、あとからサブのパターンという形で示されたケースがいくつもあります。しかし、おそらくこのままこれをベースに議論していても先に進まないような印象があります。「様々な条件があるなかで、ベストな組み合わせを議論してください」というような状況で話が進んでいますので、先ほどあったような比較の水準がいろいろ違うことや、個別のケースになると課題がでてくるということで、この中で例えば最終的結論でケース3にしましょう、というふうになるとしても、このままでは話がしづらいのではないかと印象を受けています。

論点整理というか話を分解していきながら、例えば「望ましいサービス水準はどのくらいだろうか」、「住民負担で耐えられるのはどのくらいの金額だろうか」、あるいは「実現可能性というような面」など、論点整理をする必要があるように思います。今までの議事のやり方のほうが良いかどうか、ということをお委員の方からご意見いただきたいのですが、いかがでしょうか。

(委員)

私としては問題ないというか、そちらの論議（注：論点を整理する議論）に差し替えたほうが良いのではないかと思います。

(委員)

ケースをみますと具体的に自治体Aが統合の対象となっていますが、当事者同士の話

でどうなるか分からない状況にありますので、結論として「こことここがこうあるべきだ」ということはなかなか厳しいと思います。最終的には対住民で理解を得られるのかという問題がありますので、広域なら広域でいいと思いますけど、具体的に「どことどうなって」というのは厳しいかと思います。

(委員)

自分もケース 1 ならケース 1 に絞って、「先ほどからの話を聞くとケース 3、ケース 4 は非常に厳しいのかな」と感じます。「ケース 1 でどうやればいいのか、ケース 2 でどうやればいいのか」中身に入った議論をしていっていいのかなと思います。単純にケースの総合比較を見たなかでも、お金の面だけで申し訳ないのですが、内部留保金、起債残高、企業起債残高を見ただけで、先ほど発言があった 40 年までの比較とこれから 5 年なり 15 年なりの比較ですから簡単にできないと思いますが、現実的にどうなのか、ということ議論したほうがいいと思います。

(委員)

今のままでは難しいという感じがあるので、論点を整理する議論でいいと思います。ケース 1・ケース 2 とケース 3・ケース 4 はかなり違うと思うので、どちらかを決めてその中でケース 1 とケース 2 を比較するとか、ケース 3 とケース 4 を比較する、というような感じです。「この 4 つからどれを選ぶか」と話になればそういうことになるのではないかと思います。

(委員)

ありがとうございます。事務局の方からこれだけ資料を準備いただいて大変な作業だったと思いますが、現時点で 4 つなりそれに仮定するモデルを比較しなら議論するのは厳しそうな状況かと思えます。

例えば「市民の負担やサービス水準を一定に保てるという条件で議論する」には、どのケースがいいのか、それから進めていくうえでの様々な課題、当然お金の問題だけではなく、職員の問題や技術継承問題などあると思います。それをどういうふうにクリアしていけばいいのか、ということ 4 つのケースで比較するのではなくて、まずは議論の柱となるケースを決定したうえで、その中でそれぞれ課題になっていくところのどういうふうにバリエーションをつけて議論していくほうが現時点では話が進みやすいのかなという先生たちのご意見と理解しています。そういった形で事務局に整理していただくということで、先生方よろしいですか。事務局は、これは委員側の要望ということですが、事務局側としてはそういった形で対応できますか。今回のケース 4 つを提示していただいたことに、裏事情があるのであれば少しこちらでも考えないといけないと思います。「現実味があって持続可能」というのは基本になるパターンだと思うので尚且

つ課題はありますが、「サービス水準と住民負担」ということを考えながら「一番ありうるケースはどうか」というパターンを示していただき、先ほど赤字（注：問題となる要素）とか青字（注：良好となる要素）などつけていただいた資料（注：各ケースの総合比較）がありましたが、いろんなところのメリットやデメリット、特にデメリットをクリアするにはどういうやり方があるのか、ということを示唆いただきながら、議論の本筋になるようなシナリオというか案を示していただくのがよろしいのかな、と思います。事務局の方で対応いただけますか。

（事務局）

次の第3回委員会までに資料を整え対応したいと思います。この4つのケースは基本的に委員の方々から発言があったようにケース1とケース2、ケース3とケース4は長い目でみると2つに分かれているケースです。ケース1とケース2が令和40年、ケース3と4は令和18年と令和5年と短い期間を対象とした資料となっています。しかし実際は長い目（注：長期的視点）でみているのがケース3とケース4です。短い目（注：短期的視点）で今回の浄水場の更新ワンサイクルだけをみているものがケース1とケース2です。どちらを選択するのか、起債残高や償還の問題はありますが、長い目でみれば自治体Aにお願いする（注：母体の大きな自治体Aと統合をめざし、技術の継承・次回更新以降の施設の老朽化の問題を自治体Aに委ねる）ほうがいい」と。逆に（注：短期的視点で）「もう1回くらい人口も遠賀町とあわせれば約6万人の人口がいるので、今回は浄水場をやり替えてその後、浄水場の改築のときに自治体Aにお願いしたらどうか」というふうを示しているのがケース1・ケース2です。

（委員）

1つスタートとしては「中間市が当面単独事業経営を維持できるのか、それが厳しいのかというのがスタートとしてある」ということですね。シミュレーションしたうえで、ケース1・ケース2がある程度現実味があるものなのか、金額の面だけではなく体制や技術水準などの問題、災害対策の問題もあると思います。いろいろある中でそれぞれ課題がクリアできるのか。そういう問題がクリアできないのであれば、次に自治体Aとの統合、という検討のステップに移る、という流れにするのがよいと思います。

ここで提案していることは単独での事業継続を前提としているわけではなく、シナリオとして考える「ステップ」として考えたらどうか、ということです。それが今のところ「自治体Aとの統合がかなり長い目でみるのが数字的には難しい」とのことでしょうから「まずは議論のスタートとして「単独での事業運営のシナリオとして作ってみる。それでどこが難しいのか（注：単独での事業運営ができそうにないのであれば、そこで自治体Aとの統合ということがシナリオで入ってくる）」というストーリーをもたせて議論したほうがおそらくは今並列で4つをみるよりは議論はしやすい」というふう

感じます。

(委員)

なるほどと感じたことは、「ケース 1・ケース 2 とケース 3・ケース 4 の違いは何か」というと「令和 40 年を迎えたときに自治体 A に事業統合するということなのか、それとも事業統合する時期が今なのか、今というかこれかというと令和 15 年までの間に事業統合する、という論議なのか」ということです。「令和 40 年になって事業統合するという論議なのか」というその論議はケース 1・ケース 2 とケース 3・ケース 4 の差だと話を伺ってなるほどだと考えました。だとすると「ケース 1、ケース 2 においても 40 年が経ったあとまた単独で事業を行うのか、というか単独で事業を行うという選択肢はなくなっている」ということじゃないですか。今から 40 年とか考えたときに「単独で事業を行うという選択肢はなく、事業統合するタイミングをいつするのか」という論議に変わっているような気がしています。だとすれば事業統合を令和 40 年に行うのであれば、令和 40 年の時点において自治体 A に負けない設備能力を整えていくということを含めたところがケース 1 と 2 の論議になる、との理解で良いですか。

(事務局)

その見解で間違いありません。「現時点の話で 40 年後の話を考えた」というふうに関心したのであれば訂正させてください。このケース 1・ケース 2 はあくまでも単独での事業運営、ケース 3・ケース 4 は近々自治体 A に統合をお願いしたい、というもので分かれています。ただ令和 40 年、40 年後には人口は減少するのでケース 1・ケース 2 を選んだとしても、おそらく遠賀町と合わせた人口も約 4.5 万人になっている推計です。次のサイクル（注：令和 40 年以降）の時にはもしかしてケース 3・ケース 4 のようなこと（他自治体との統合）を考えなければいけない日がくるのではないかと付け加えただけです。ケース 1・ケース 2 は単独経営を前提とした中での違いです。

(委員)

ということは、今から 40 年間でどのように切り盛りしていくか、という判断を今から議論するという理解でいいですか。ケース 3 とケース 4 を採用したなら、40 年間に於いて出ていくキャッシュ入ってくるキャッシュといった概念を持ち込むことによって、「ケース 1・ケース 2」対「ケース 3・ケース 4」という比較は可能なのだろう、と思うのですが、技術的にあまりにも無茶が多いというところですか。

(事務局)

例えばケース 4 をとりますと先ほども言いましたように「これだけの年数の間でこれだけの改良工事にお金をかけることは技術的に難しい」。自治体 A に事業統合したあと

にお金を負担金として出します、という話であっても、その技術的云々というよりも「ケース3とケース4は何が何でも自治体Aにお願いをしたい。その中で少し時間をいただきたい。ただしあまりにもケース4だと（注：短期間にお金がかかりすぎるのでさらに時間をいただきたい）」というものがケース3です。技術的に5年か6年の間で全部の中間市の水道施設を新しくすることはできないため、自治体Aに負担金を出しますという数字です。そういった形でケース3とケース4を分けています。いずれにしてもケース3とケース4は最終的には事業統合を行います。ケース3は「本当は今にでも事業統合しないと、もともとこの問題は西部浄水場が古くて故障しそうだ」ということから始まったものです。しかし事業統合するにしても（注：統合までの期間が短い）ケース4を選びたいのですが、金額があまりにも短期間でかかるということなので、浄水場は修繕みtainな形で延ばしながら統合を目指すプランです。

（委員）

今の発言は回答ではなかったと思いますが、「進め方もいろいろ難しいな」と思います。

（委員）

「（注：中間市水道事業の今後の）あり方という話なのか、ケースを想定しましょう」という話なのかの論議になるのかなという気がしています。あり方として「40年後に譲渡ができるような体制を整えましょう」という話なのか、「40年後のことはさておき自前で何とかやっていきましょう」というあり方の、方針や結論をこの委員会が出す回答なのか、と思います。「ケース1のバージョン3（注：委員会が作成した新たなケース）みたいなものが適当だと思います、という回答を作るわけでもないのだろう」と思いますが、みなさんどのようにお考えでしょうか。

（委員）

諮問事項が前回ありましたが、我々に与えられている命題は3つあります。

- 1 中間市水道事業の将来的な位置づけとあり方に関する事。
- 2 中間市水道事業の経営改善と経営形態の確立に関する事。
- 3 その他中間市水道事業の運営に必要なことです。

（委員）

だとすると「ケース1のバージョン3みたいなものが、良い感じだ」という結論に落ちたとして答申の方向としては、「ケース1のバージョン3のようなものが望ましい。という答申を出すということは可能である」ということですか。

(委員)

それも可能でしょうが、あまりそういう答申の仕方はないのかな、と思います。私のイメージとしては中間市水道事業のあり方ということですから、「中間市水道事業としてはこういう方向が望ましい。それを進めるにあたってはこういう点に注意すべきである」というような注意項目を並べるのが一般的な答申ではないか」というイメージです。例えばケース 3・ケース 4 みたいなものであれば、『「中間市水道事業については将来的に広域体制での供給に移行することが望ましい。ただし住民負担の〇〇（注：〇〇は広域体制での住民負担のうち特に留意すべきこと）に留意して進めること」、「現実的な財政運営のなかで可能な手立てを考えること」。その際に具体的に「現在ある 2 つの浄水場の扱いについてはこういうことが望ましい」など。そういうことを条件として列挙するというのが我々の最終的な回答かな』と思います。

事務局はこの方向性で良いですか。

(事務局)

はい。

(委員長)

そろそろお時間になりますので、「このケース 4 つの中でどうこう、ということではなく、進め方の論点を絞りつつ進めるという形で事務局に準備していただく」ということでその点は委員の方々よろしいですか。そういった形で 8 月の時期になりますけど、月末までにご準備いただくという事で事務局にはお願いします。

進め方あるいは内容等についてのご質問ご意見等、委員の先生方ありますか。

(委員)

今の議論に賛同ですが「各ケースの総合比較」をみると、良好となる要素は青字で問題となる要素は赤字で記しています。ケース 1・ケース 2 とケース 3・ケース 4 みるとケース 1・ケース 2 の方が赤字のほうが多いので「事務局としてはケース 3・ケース 4 を推したいのかなというふうに見えなくもない」ということに気づいたのですが、確かに委員に依頼されたときも、「こっちのほうがいいですとおっしゃられなかった」がその時の話を思い出したのですが、「ケース 3・ケース 4 は長期的な視点でみたもので、ケース 1・ケース 2 は短期的だ」という話だったということでそれは理解できました。しかし、その割に金銭的にみると逆に見える。「企業債残高はケース 1 の方が少なく、しかも自業継続して企業債残高が少ない。何が悪いのだろうか」というふうに見えます。確かに言葉は赤字で書いてありますが、そのあたりが私の水道事業に対する知識の前例が足りないところもあり、もうすこしそのあたりを次回にむけて分かりやすく説明していただきたいと思います。技術の伝承などは数値化が難しいと思うのですが、そ

のあたりを少し説明していただいてもいいかもしれない。「今このあたりの人数でやっているがこういったところは5年以内では難しい、10年くらい頑張ったらできる」このようなイメージです。そういった感じで赤字を議論の前提として「見える化」する形で説明をいただければありがたい。逆にケース3・ケース4の場合のメリットとして、「水道料金が下がる」という見通しで、自治体Aがどう設定するかにより違うという不可実性はあると思います。しかし（注：中間市・遠賀町民への供給単価が）（削除）円から（削除）円になるのだったら、明らかに住民にとってメリットです。そこは今まで数字として出てきてないと思うのでトータルとしてどうなのか、と思います。先ほどのケース3とケース4の場合は起債の償還問題がありますが、もしケース3とケース4を選ぶという必要が差し迫ったものであるならば、どういうふうにその問題をクリアするかという方策を考えないといけないと思います。そういう意味で赤字になっているところの問題がどれくらい深刻なのか、というのを分かり易く説明していただきたいということを次回までをお願いします。

（委員）

要は現況における「技術的な課題と経営的な課題が、解決策の組み合わせになってしまふと理解しづらい面がある」ということですね。先ほど論点をバラしてというふうな発言があったので、「中間市の課題を我々に見えるようにしていただきたい」ということが委員会の要望ですので、事務局は準備をお願いします。

（委員長）

それでは今日も非常に長い会議になりましたが、ご協力ありがとうございました。最後にその他の方がございますけども、事務局の方からご説明ありますでしょうか。

（事務局）

その他ということで次回の日程について説明いたします。次回第3回の委員会は今月末の8月31日になります。委員のみなさまには大変ご多忙の中かと思いますが、ご出席のほどよろしく願いいたします。またどうしても出席できない方がおりましたら事前に事務局まで連絡をよろしく願いいたします。

（委員長）

ありがとうございます。ご都合が合わない場合は連絡をお願いしますということです。以上で本日の議事は終了ということになりますが、最後に何かありますか。委員のみなさまよろしいですか。事務局の方は何か追加ありますか。大丈夫ですか。これで議事は終わりということですので、閉会については事務局の方にお戻しいたします。ありがとうございます。

(司会)

本日も大変長らくありがとうございました。以上を持ちまして、第2回中間市水道事業あり方検討委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。